

大分県報

令和二年
三月十日

（火曜日）

目次

規則

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定……………一

教育委員会規則

大分県立高等学校学則の一部改正……………三

大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正……………三

病院局管理規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部改正……………三

告示

生活保護法等による指定医療機関の廃止……………四

土地改良区の定款変更認可……………五

道路区域の変更（二件）……………五

道路の供用開始（四件）……………六

道路占用の制限……………七

建築基準法による道路位置の指定……………八

大分県の指定金融機関及び取納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示の一部改正……………八

公告

開発行為の完了……………八

規則

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月十日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第十二号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年大分県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（運営規程に定める事項）

第三条 条例第八条第一項の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 苦情処理に関する事項

八 その他施設の運営に関する重要事項

（整備等を行うべき記録）

第四条 条例第十条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第三十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第三十二条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（設備）

第五条 条例第十三条第七項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

二 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

三 便所 入居定員に適したものを設けること。

四 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。

令和二年三月十日

大分県報（規則）

ロ 浴槽を設けること。
五 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。
（文書の交付に代わる重要事項の明示方法等）

第六条 条例第十五条第一項の規則で定める方法は、入居申込者からの申出に基づき、電子情報処理組織（無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第十五条第一項の重要事項並びに同条第二項の契約期間及び解約に関する事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法
2 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。

3 無料低額宿泊所は、重要事項等を第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た無料低額宿泊所は、入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の承諾

をした場合は、この限りでない。
（受領することができる費用等）

第七条 条例第十七条の利用料の受領に係る同条の規則で定める費用は、次に掲げる費用（第七号については、無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限り。）とする。

一 食事の提供に要する費用
二 居室使用料

三 共益費
四 光熱水費

五 日用品費
六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
2 前項の利用料の基準は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とする。と。
二 居室使用料 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
ロ イの金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○教育委員会規則

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立国東高等学校の項中

普通科
園芸ビジネ
ス科
電子工業科

を

普通科
園芸ビジネ
ス科
環境土木科
電子工業科

に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

大分県立スポーツ施設利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第四号

大分県立スポーツ施設利用規則の一部を改正する規則

大分県立スポーツ施設利用規則（昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）の項中「大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）を「大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）」に改める。

第三条第二項中「総合体育館」を「フェンシング場」に改める。

令和二年三月十日

第四条第一項中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可申請書」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可申請書」に改め、同条第二項中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可書」に改める。

第五条中「総合体育館の柔道場、剣道場、トレーニングルーム、クライミングウォール、ボルダリングウォール又は」及び「卓球を行うために大体育室、小体育室又は剣道場を個人で利用する場合及びバドミントンを行うために大体育室又は小体育室を個人で利用する場合」を削る。

第六条第一項中「総合体育館の」を「フェンシング場の」に、「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可書」に改め、同条第二項中「又は総合体育館のトレーニングルーム」を削る。

第七条第一項中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書」に改め、同条第二項中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書」に改める。

第八条中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用中止届」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用中止届」に改める。

第十二号様式中「大分県立総合体育館利用許可申請書」を「大分県立フェンシング場利用許可申請書」に、「大分県立総合体育館の」を「大分県立フェンシング場の」に改める。

第十五号様式中「大分県立総合体育館利用許可書」を「大分県立フェンシング場利用許可書」に、「大分県立総合体育館の」を「大分県立フェンシング場の」に改める。

第八号様式中「大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書」を「大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書」に改める。

第十一号様式中「大分県立総合体育館利用許可変更承認書」を「大分県立フェンシング場利用許可変更承認書」に改める。

第十四号様式中「大分県立総合体育館利用中止届」を「大分県立フェンシング場利用中止届」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○病院局管理規程

大分県報（規則・教育委員会規則・病院局管理規程）

令和二年三月十日

大分県報（病院局管理規程・告示）

四

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年三月十日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第二号
大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 第二項第一号の規定にかかわらず、その勤務が一月につき八回を超える場合におけるその超える勤務に係る第一項の手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 第二項第一号イに掲げる場合 七千七百円
- 二 第二項第一号ロ(1)に掲げる場合 三千七百五十円
- 三 第二項第一号ロ(2)に掲げる場合 三千三百円

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和二年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
医療法人財団親幸会浜脇クリニック	医療法人財団親幸会	別府市浜脇一丁目二一五	平三〇・一・一
松木医院	医療法人松木医院	国東市国東町岩尾四三〇番地	平三〇・一二・三一

中央薬局	産 有限会社大信興	別府市中央町八一一九	平三一・二・二八
児玉耳鼻咽喉科クリニック	医療法人児玉耳鼻咽喉科クリニック	別府市北浜二丁目五番一四号	平三一・三・三一
岩見歯科医院	岩 見 洋	別府市光町八の一五	〃
山上医院	山 上 靖 史	中津市大字大貞三六六の四二	〃
竹田市立こども診療所	竹 田 市 長	竹田市大字飛田川一六九〇番地二	〃
ふくだクリニック	医療法人健福会	国東市国東町田深一六六〇番地	〃
心療クリニック濟生堂	田 口 康 仁	中津市豊田町二番地二〇	平三一・四・二〇
赤松調剤薬局	赤 松 正 子	由布市挾間町挾間字無田六二〇一	令 元 ・ 五 ・ 三一
耳鼻咽喉科辛島医院	辛 島 惟 子	中津市殿町一四二二番地	〃
愛アイクリニック	医療法人和	中津市蛭子町三丁目九九番地	〃
まつもと歯科医院	松 本 英 治	別府市幸町一四〇〇番地の一	令 元 ・ 六 ・ 一
木下歯科医院	木 下 哲 司	中津市大字下宮永七六番地一三	令 元 ・ 六 ・ 八
松尾歯科医院	松 尾 勳 治	中津市上博多町一九六四の四	令 元 ・ 六 ・ 三〇
日本調剤日田薬局	日 本 調 剤 株 式 会 社	日田市大字三和六六三一六	〃
有限会社佐伯調剤薬局	有 限 会 社 佐 伯 調 剤 薬 局	佐伯市常盤西町一〇番一五号	〃
トキワ町調剤薬局	有 限 会 社 佐 伯 調 剤 薬 局	佐伯市常盤西町一〇一一九	〃
わきた歯科医院	脇 田 晴 彦	佐伯市船頭町三番一号	〃

ながまつ内科・小児科クリニック	永松秀康	豊後高田市玉津一一〇番地一	〃
伊藤皮膚科	伊藤宏士	杵築市南杵築三一―	〃
麻生医院	麻生真佐	豊後大野市緒方町下自在一六八一	〃
歯科アサノ医院	浅野雄三郎	別府市大字鶴見四〇八三番地の一三	〃
進耳鼻咽喉科医院	進保政	中津市古魚町一六七四	〃
医療法人白玉歯科医院	医療法人白玉歯科医院	臼杵市大字臼杵一〇九番地の三	〃
くすりのケンミン 玖珠センター薬局	株式会社ケンミン	玖珠郡玖珠町大字塚脇字箱割一七一―	〃
みえ記念病院	社会医療法人婦巖会	豊後大野市三重町内田九八四―二	〃
三重調剤薬局内田店	有限会社三重調剤薬局	豊後大野市三重町大字内田九九九―	〃
石垣薬局	河野正子	別府市石垣東四丁目五番一五号	〃
松岡産婦人科医院	医療法人松岡産婦人科医院	別府市大字鶴見二六四七番地の一	〃
宮崎内科医院	宮崎幸雄	別府市青山町一〇―二七	〃
とうぼ小児科医院	東保裕の介	臼杵市港町東一四組	〃
橋本産婦人科医院	橋本憲明	別府市野口中町一八番二六号	〃
うつのみや歯科	宇都宮照璽	別府市弓ヶ浜町三―三五	〃
つちや歯科医院	土屋衛	佐伯市長島町二丁目一八八一―三	〃

大分県告示第百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

昭和三十三土地改良区		豊後大野市		昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。		令和二年三月十日	大分県知事	大分県	瀬勝貞
昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	豊後大野市	豊後大野市	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区
昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区
昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区	昭和三十三土地改良区

令和二年三月十日

大分県報（告示）

五

県道系原朽 築線	国東市安岐町大添字東一六二二番五 地内	後	三三・四 〽二一・〇	七・〇
-------------	------------------------	---	---------------	-----

大分県告示第四百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長	備考
		後	前			
県道梶寄浦 佐伯線	佐伯市字下小谷九六三三 番三から 佐伯市字三九郎谷九六四 八番二まで	B	A	六〇・〇 〽四・〇	一四〇・〇	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		A	B	二〇・〇 〽四・〇	一六四・〇	

大分県告示第四百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二三号	豊後高田市羽根字中塚三二九四番一から 豊後高田市羽根字中塚三一九四番八まで	令二・三・一二

大分県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道系原朽築線	国東市安岐町大添字東一六二二番五地内	令二・三・一〇
県道地蔵峠小田原線	豊後高田市長岩屋字地主一五六七番一から 豊後高田市長岩屋字地主一五三五番二まで	令二・三・二五

大分県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道梶寄浦佐伯線	佐伯市字下小谷九六三三番三から 佐伯市字三九郎谷九六四八番二まで	令二・三・一〇

大分県告示第四百四十六号

<p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和二年三月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和二年三月十日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 貞</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>供用開始年月日</p>		<p>一般国道二二七号</p> <p>佐伯市大字戸穴字今宮三四一番六まで</p>	
<p>大分県告示第四百七十七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。</p> <p>その関係図面は、令和二年三月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和二年三月十日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 貞</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>供用開始年月日</p>		<p>一般国道三八七号</p> <p>宇佐市院内町下余字飯塚六八番一地从先から</p>	
<p>一 占用を制限する区域</p> <p>大分県知事 広 瀬 貞</p>		<p>区域</p>		<p>一般国道五〇〇号</p> <p>宇佐市院内町下余字机八番三まで</p>		<p>宇佐市院内町下余字飯塚六八番一地从先から</p>	
<p>道路の種類及び路線名</p> <p>区域</p>		<p>区域</p>		<p>県道中津高田線</p> <p>宇佐市大字浜高家字東浜筋二五四番五から</p>		<p>宇佐市大字浜高家字東浜筋二五四番五から</p>	
<p>一般国道二二三号</p> <p>豊後高田市堅来字日平三三三番五から</p>		<p>豊後高田市堅来字日平三三三番五から</p>		<p>豊後高田市大字浜高家字東浜筋二五四番五から</p>		<p>宇佐市大字浜高家字東浜筋二五四番五から</p>	
<p>豊後高田市新地字中塚三二九四番一から</p>		<p>豊後高田市新地字中塚三二九四番一から</p>		<p>宇佐市大字浜高家字東浜筋二五四番五から</p>		<p>宇佐市大字浜高家字東浜筋二五四番五から</p>	
<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>宇佐市大字浜高家字東浜筋二五四番五から</p>		<p>宇佐市大字浜高家字東浜筋二五四番五から</p>	
<p>佐伯市大字狩生字東ノ平二九七五番二から</p>		<p>佐伯市大字狩生字東ノ平二九七五番二から</p>		<p>豊後高田市一畑字岩鼻一〇八番一から</p>		<p>豊後高田市一畑字岩鼻一〇八番一から</p>	
<p>豊後高田市新地字姪ノ川一〇九七番一四から</p>		<p>豊後高田市新地字姪ノ川一〇九七番一四から</p>		<p>豊後高田市一畑字上前田七〇一番一地从先まで</p>		<p>豊後高田市一畑字上前田七〇一番一地从先まで</p>	
<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>豊後高田市一畑字一里迫一六六番一二から</p>		<p>豊後高田市一畑字一里迫一六六番一二から</p>	
<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>豊後高田市一畑字一里迫一六六番二六まで</p>		<p>豊後高田市一畑字一里迫一六六番二六まで</p>	
<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>豊後高田市小田原字上村四四三番一地从先から</p>		<p>豊後高田市小田原字上村四四三番一地从先から</p>	
<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで</p>		<p>豊後高田市小田原字上村四四三番一地从先から</p>		<p>豊後高田市小田原字上村四四三番一地从先から</p>	

令和二年三月十日

大分県報（告示）

ように道路の位置を指定した。

令和二年三月十日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

指定番号

指定年月日

道路の幅員
道路の延長

別第元一四
速見郡日出町大字川崎字林九
三〇番五

令二・二・一八

メートル
四・一二
四・〇〇
メートル
四七・九三

大分県告示第四百十九号

大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示（平成二十年大分県告示第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

第三条の表その一中

株式会社愛媛銀行
大分支店

株式会社商工組合中央
大分支店

金庫
大分支店

株式会社愛媛銀行
大分支店

株式会社愛媛銀行
大分支店

に改める。

附則

この告示は、令和二年三月三十一日から施行する。

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年三月十日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字大新田字拾壹番通四百八十四番二、四百八十四番六、四百八十四番七及び四

豊後高田市小田原字大仙三五六番地先まで	豊後高田市田染横嶺字畑一五二五番三から	豊後高田市田染横嶺字畑一五二四番四まで
---------------------	---------------------	---------------------

豊後高田市田染上野字平畑五八六番三から	豊後高田市田染上野字宮ノ原一二八三番二まで
---------------------	-----------------------

宇佐市安心院町笹ヶ平字鉢手六一一番二から	宇佐市安心院町笹ヶ平字垣内二一九番三まで
----------------------	----------------------

佐伯市大字木立字新銅五九二六番一地先から	佐伯市大字木立字築良田六一八一番一地先まで
----------------------	-----------------------

佐伯市鶴見大字吹浦字東一八六二番二から	佐伯市鶴見大字吹浦字牛河原一五一〇番八まで
---------------------	-----------------------

豊後高田市夷字狩場谷四八一〇番地先から	豊後高田市夷字狩場谷四七九八番三地先まで
---------------------	----------------------

豊後高田市夷字狩場谷四七九八番三地先から	豊後高田市夷字小藤一七一九番一まで	豊後高田市夷字三助一二六八番四から	豊後高田市夷字行知一三三七番五まで
----------------------	-------------------	-------------------	-------------------

豊後高田市夷字三助一二六八番四から	豊後高田市夷字行知一三三七番五まで
-------------------	-------------------

二 制限の対象とする占用物件
 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由
 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限を開始する期日
 令和二年四月一日

大分県告示第四百十八号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次の

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次の

百九十番一

二 開発区域の面積

一万二百五十五・六一平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

福岡県北九州市小倉南区沼緑町五丁目一番四十三号

有限会社美健コーポレーション

取締役 松本 武臣

四 完了検査年月日

令和二年二月十四日

令和二年三月十日

大分県報（公告）

九